

神戸海上保安部長公示神第 6-1 号

港則法第 39 条第 1 項及び同法第 45 条の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止したので、同法第 39 条第 2 項の規定により公示する。

令和 6 年 7 月 19 日

神戸海上保安部長



洲本港における航泊の禁止について

洲本港大浜海岸前面海域において、第 77 回淡路島まつり花火大会が行われるため、下記のとおり船舶の航泊を禁止する。(花火大会に従事する船舶、官公庁船舶を除く。)

記

1 期 間

令和 6 年 8 月 4 日午後 7 時 30 分から午後 9 時 00 分まで
又は花火打上げ終了時 (花火打上げ終了のアナウンスをもって終了)

2 区 域

次のア点とイ点を結ぶ線、ウ点からオ点を順次結んだ線及び陸岸により囲まれた海域

ア点	34-20-51.0N	134-53-59.1E
イ点	34-21-01.7N	134-54-08.3E
ウ点	34-20-50.5N	134-54-16.3E
エ点	34-20-39.7N	134-54-35.7E
オ点	34-20-26.2N	134-54-24.6E

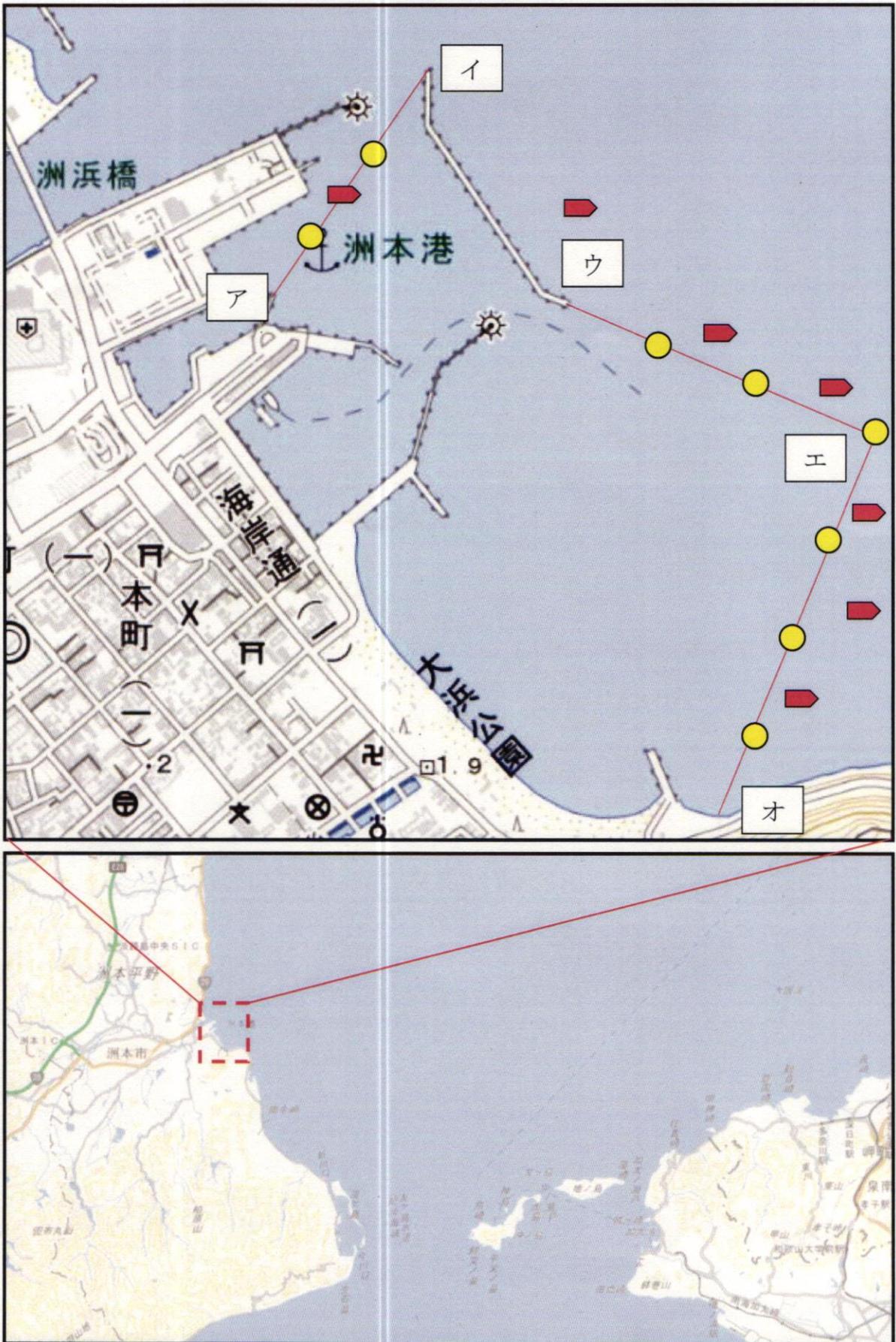
3 標 識

航泊禁止区域を明示するため、別図のとおりア点とイ点を結ぶ線上に黄色灯浮標 (単 4 秒に 1 閃光・光達距離 3 キロメートル) が 2 基、ウ点からオ点を順次結んだ線上に黄色標識灯 (単 4 秒に 1 閃光・光達距離 3 ロメートル) が 6 基設置される。

4 警 戒 船

上記区域周辺には、警戒船が 7 隻配備される。
警戒船には、青色の閃光灯が掲げられる。

区域図(略図)



凡例

- 黄色灯浮標及び標識灯(単4秒に1閃光・光達距離4キロメートル)
- ➡ 警戒船

出典:海洋状況表示システム(<https://www.msil.go.jp/>)を加工して作成